

中央の動き（医療・介護・福祉・分権・行政等）平成19年12月

3日（月）

- 第5回介護事業運営の適正化に関する有識者会議
- ★介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書（12月13日公表）
- 第5回これからの地域福祉のあり方に関する研究会
- ★「住民参加の推進」（12月9日資料公表）
- 第29回経済財政諮問会議
- ★平成20年度予算編成の基本方針
- ★日本経済の進路と戦略
- ★地域建て直しの新プラン
- ★成長力底上げ戦略（ジョブ・カード、最低賃金等）

5日（水）

- 第31回地方分権改革推進委員会
- 中央社会保険医療協議会

7日（金）

- 「障害者自立支援法の抜本的見直し報告書」
- ★与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告 **※解説**
- 第4回社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会
（12月11日資料公表）
- ★作業部会の報告について
- ★報告書の骨子について
- 中央社会保険医療協議会

- 同会診療報酬基本問題小委員会 (12月10日資料公表)

10日(月)

- 第45回社会保障審議会介護給付費分科会

- ★「介護サービスの実態把握のためのワーキングチーム」の論点整理

(12月12日資料公表)

- 改正遺失物法施行

- ★遺失物の保管期間が6か月から3か月に短縮される。ただし、品物のよって

は例外あり

11日(火)

- 政策評価・独立行政法人評価委員会

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について(第1次)」
を厚生労働大臣宛通知

- ★今回の通知には、国立病院機構は含まれていない。

- ★第1次対象法人(厚生労働省分)

☆高齢・障害者雇用支援機構

☆国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

☆医薬品医療機器総合機構

12日(水)

- 中央社会保険医療協議会

14日(金)

- 第6回これからの地域福祉のあり方に関する研究会

- ★地域福祉を支える財源

- 第30回経済財政諮問会議

● 中央社会保険医療協議会

● 国会会期 1 月 1 5 日までの 3 1 日間再延長可決

1 9 日 (水)

● 全国知事会

2 0 日 (木)

● 第 2 2 回社会保障審議会介護保険部会

★ 介護事業運営の適正化 **※解説**

2 1 日 (金)

● 第 5 回社会保障カード (仮称) の在り方に関する検討会

★ 基本構想の取りまとめに向けた議論の整理 (1 2 月 2 5 日資料公表)

● 「保育指針」改定に関する検討会

★ 「保育所保育指針改定報告書」公表

● 第 3 1 回経済財政諮問会議

★ 地域力再生機構 (仮称) 研究会最終報告

★ 平成 2 0 年度政府経済見通し

★ 平成 2 0 年度予算編成

● 政策評価・独立行政法人評価委員会

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

て (第二次)」を厚生労働大臣宛通知

★ 第二次対象法人 (厚生労働省分)

☆ 労働者健康福祉機構

☆ 国立病院機構

同日、第 1 次、第二誌の「勧告の方向性」について、政策評価・独立行政

法人評価委員会、大橋洋治委員長の談話が公表された。

24日（月）

- 平成20年度政府予算案閣議決定
- 独立行政法人整理合理化計画閣議決定 **※解説**

25日（火）

- 規制改革会議第二次答申案決定
- 社会保障審議会児童部会
- 「障害者重点施策実施五か年計画」障害者施策推進本部決定

★平成20年度から平成24年度までの5か年重点計画

26日（水）

- 第29回社会保障審議会児童部会
- ★ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告
- 参議院議院運営委員会 **※解説**
- 全国障害保健福祉関係主管課長会議 **※解説**
- 第32回経済財政諮問会議
- ★ 平成20年度予算案了承
- ★ 「日本経済の進路と戦略」案了承

28日（金）

- 「第二次規制改革会議（第二次答申）に対する厚生労働省の考え方」公表
- ★ 医療分野に対する見解
- ★ 労働分野に対する見解
- 25日の規制改革会議第二次答申について、「最大限、尊重する」と閣議決定。

政府はこの答申をもとに、来春、「規制改革3か年計画」を改定予定。

中央の動き（12月） ～～視点・論点・考察点～～

7日（金）

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの「障害者自立支援法の抜本的見直し報告書」

この報告書が検討されてきた背景として考えられるのは、9月の出来事であろう。25日、自由民主党と公明党との連立政権合意である。

そこには、「障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとともに、障害者福祉基盤の充実を図る」とある。

28日には、民主党が障害者自立支援法・児童福祉法の改正案を参議院に提出したことがある。その法案の骨子は、「中央の動き9月・解説」で述べた。

この改正法案の内容については、拙稿の「障害者自立支援法の改正を巡る情勢について（平成19年10月1日）」で詳細に紹介した。

こうした状況から、厚生労働省も見直しの検討にはいり、26日の全国障害保健福祉関係主管課長会議の席で、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた

緊急措置」を公表した。与党報告書と緊急措置との関係については、26日の解説の項で述べる。

与党報告書については、拙稿の「障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）を読んで（平成19年12月15日）」において解説した。

20日（木）

社会保障審議会介護保険部会

これまで、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るための必要な措置等について検討を行った「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」（厚生労働省老健局長主催の検討会）の検討結果を踏まえ、

介護保険制度の見直しの基本的な考え方及び具体的な内容について、この部会において議論することとなる。

24日（月）

独立行政法人整理合理化計画の閣議決定

この計画は、本年8月10日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（閣議決定）」に基づく。そこには、「目に見える成果を生み出すことで、政府の機能全体の見直しの第一歩としてふさわしい改革を実現する。」と述べてある。しかし、101法人すべてをゼロベースでの見直しと意気込んだ割には十分な成果を得られていない。25日の新聞各紙の記事の見出しを拾ってみると

「先送り」「不発」「拙速」「尻すぼみ」「数合わせ官の論理」「帳尻あわせ」果ては「官僚主導、行革相置き去り」と渡辺大臣の写真入りで報じた。

致命的だったのは、8月の閣議決定のときの首相が辞任してしまったことである。

24日の計画は、二部構成となっていて、「各独立行政法人について講ずべき措置」

として整理されている。厚生労働省関係は、14法人である。

26日（水）

参議院議院運営委員会

具体的な法案審議は、議院運営委員会の所管委員会への「付託する決定」がないと委員会審議に入れない。9月28日に参議院に提出された民主党の障害者自立支援法等改正案もこの日に、参議院厚生労働委員会で審議が始まることが決まった。この間、3か月が経過している。具体的な委員会審議日程は、まだ決まっていない。

全国障害保健福祉関係主管課長会議

この日の会議に「資料2」として、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が公表された。

その内容は、「利用者負担の見直し（障害者・障害児）」と「事業者の経営基盤の強化」の項目である。

12月7日の与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書の「緊急に措置すべき事項」を①利用者負担の在りか②事業者の経営基盤の強化——のそれぞれについて具体的に記述した形式をとっている。

今回の「緊急措置」は、与党報告書の「緊急に措置すべき事項」に対応した内容となっている。

民主党提出の障害者自立支援法等改正案に対して、政府提出の障害者自立支援法等改正案がいつになるのかも、これから注視していかなければならない。

また、児童福祉法改正に含まれる「障害児施設の再編」についても注目しておきたい。障害者自立支援法の「介護給付」との関係性をどのように体系化するのも目が離せないからである。

今後の社会保障審議会の各部会審議の動向については、この「中央の動き」でも詳細に報告したい。

(以 上)